



- ※1 埋蔵文化財包蔵地地図は、文化財保護課のほか、各区役所の情報公開コーナーに備えてあります。(配付はしていません)
- ※2 現状保存可能とは、工事による影響が埋蔵文化財におよばない場合などです。この場合、工事立会・慎重工事等の指示があります。
- ※3 発掘調査は届出者（工事主体者）が実施することになっていますが、「届出者が居住する専用住宅」の場合には、補助制度がありますので御相談ください。